

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年2月7日（金）

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井 紀之

### 1 調達内容

#### (1) 件名

備蓄用保存食外の納入

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

前記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 安部

電話(078)341-7441 内線2272 FAX(078)341-5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月7日（金）から同月14日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午

前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年2月21日（金）午前10時 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込は、令和7年2月7日（金）から同月14日（金）の毎日午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。また、令和7年2月14日（金）は午後4時までとする。）

イ 電子入札は、令和7年2月19日（水）午後5時から同月21日（金）午前10時までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は前記(3)に同じ。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年2月7日（金）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年2月7日（金）から同月14日（金）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和7年2月14日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2272） FAX(078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問の回答

令和7年2月19日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)により承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和7年2月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証

金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（円未満の端数がある場合は切り上げ）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年2月28日（金））までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札参加資格審査窓口

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4935

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

備蓄用保存食外の納入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品  
備蓄用保存食14,200食、災害備蓄保存用飲料水21,120本
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等  
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等  
仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和7年3月31日（月）
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年2月14日（金）午後4時まで、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

### 【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線4935））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込  
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間  
令和7年2月7日（金）から同月14日（金）の毎日午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定

める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。また、令和7年2月14日(金)は午後4時までとする。)

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込に基づいて確認し、その結果を令和7年2月19日(水)午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込及び関係書類は、返却しない。

エ 申込期限日の翌日以降は、申込及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和7年2月7日(金)から同月14日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和7年2月7日(金)から同月14日(金)の毎日午前9時から午後8時(県の休日を除く。また、令和7年2月14日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係(兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号)

電話番号(078)341-7441(内線2272) FAX(078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 質問の回答

令和7年2月19日(水)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)のウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)により承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和7年2月7日(金)から同月14日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## 7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課
- (2) 日時 令和7年2月21日（金）午前10時

## 8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和7年2月19日（水）午後5時から同月21日（金）午前10時までに入札を行うこと。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和7年2月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年2月21日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和7年2月28日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額（円未満の端数がある場合は切り上げ）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

## 11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様書に記載された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

(1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 13 入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時まで電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が令和7年2月28日（金）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、前記(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

## 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

## 15 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から契約締結日までに契約担当者に提出しなければならない。

(2) 前記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 17 その他注意事項

- (1) 申込又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。  
ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

#### 18 調達事務担当部局

〒650-8510 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：078-341-7441 内線 2272 FAX：078-341-5169）

# 提出書類の注意事項

## 1 参加申請・質問等の提出について（令和7年2月14日（金）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

※ 参加申請時に下記のファイルを添付し、提出することができます。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

本件入札に関しては、事前に仕様確認が必要です。仕様がわかるもの（カタログ等）を期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、電子入札共同運営システム、FAX 及び持参のいずれかの方法により提出願います。事前確認のうえ、仕様を満たすものと認められた機種以外での入札は無効となりますのでご注意ください。

質問及の結果の回答は、**令和7年2月19日（水）午後5時頃**を予定しています。

## 2 入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。入札内訳書には、上記1により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

## 3 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

## 4 開札日時：令和7年2月21日（金）午前10時

本件は、電子入札案件です。

入札は、**令和7年2月19日（水）午後5時から令和7年2月21日（金）午前10時までの間**に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

## 5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、**再入札の期限は、令和7年2月21日（金）午後2時**を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

## 6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい（なお、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除する場合があります）。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係(担当:安部) TEL:078-341-7441(内線2272) FAX:078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】 TEL:0120-554-538 平日(月曜～金曜日)の9時から17時



入 札 用 ( 内 訳 書 )

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	備蓄用保存食外の納入
-----	------------

品 目	品 番	メーカー	数 量	単 価	金 額
備蓄用保存食			14,200食		
災害備蓄保存用飲料水			21,120本		

合計金額	
------	--

※ 応札する物品の品番及びメーカーを記入してください。

## 入札保証金に関する確認事項

- 1 希望するものにチェックを（3については選択する番号を）入れて下さい。

1 過去2年間における国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との契約履行実績があるので、入札保証金免除を希望する	
2 現金で納付する	
3 現金の納付に代えて次のいずれかの担保を提供する ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する ② 債券等の提供を希望する（ ）	

- 1 過去の契約実績に関する申出書について  
過去2年間における国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との契約履行実績があるので、入札保証金免除を希望する場合、過去2年間に履行実績があることが分かる契約書の写しを添えて「過去の契約実績に関する申出書」を入札参加申込時に提出して下さい。
- 2 現金での納付について  
現金での納付を希望する場合は、事前に納付書を受け取り、金融機関で納付していただきます。  
この場合、**必ず2月20日（木）正午までに納入し、同日午後5時までに必ず担当者へ領収書の提示**をお願いします（**FAX送信も可**。送信した場合は必ず担当者へ電話の上、送達確認を行って下さい。）。
- 3 納付書を受け取りについて  
受け取りについては事前に入札保証金額をお知らせいただき、ご来庁下さい。納入期限に間に合うようであれば郵送での対応も可能ですので、ご相談下さい。
- 4 入札保証金の還付について  
現金で納付された場合、落札者は契約保証金に充当することが出来ます。落札者とならなかった、又は落札者となったが充当を希望しない場合は速やかに返金しますので、下記に還付先口座を記入して下さい。

## 入札保証金還付先口座

金融機関名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義人	口座名義人（ヨミ）

別記様式

令和 年 月 日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地.....  
商号又は名称.....  
代表者職氏名.....  
電話番号.....  
E-mail.....

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し上げます。

記

1 入札保証金の免除を受ける物品調達の場合  
備蓄用保存食外の納入

2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。なお、賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 契約実績は、過去 2 年以内の案件（1 件）を記載すること。
- 記入した契約実績に係る契約書等の写しを提出すること。
- 契約金額は入札希望金額の 70%以上であること。  
入札希望金額の 70%に未達であった場合は、入札書は無効となります。
- 本申請書の提出期限は、入札参加申込書の締切日とします。それ以降に提出した場合、財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に規定する入札保証金の免除を受けることはできません。

## 契 約 書 (案)

- 1 件 名 備蓄用保存食外の納入
- 2 規 格 (形 式) 仕様書のとおり
- 3 数 量 仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 納 入 期 限 令和7月3月31日
- 6 納 入 場 所 仕様書のとおり
- 7 契 約 保 証 金 ① 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円  
を納付する。  
② 甲は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1第 号  
の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

兵庫県警察本部(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の  
納入について、関係法令を遵守し、次の条項に従い互いに信義誠実の原理を守り、これを履行するも  
のとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、高  
級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、  
甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書1通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受  
けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて  
乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てる  
ことができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定し  
た期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰す  
べき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契  
約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追  
完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請

求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。  
この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。  
ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分 納）

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

- 2 乙は、前条の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めるとき。

第 11 条の 3 甲は、第 11 条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前 2 条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前 2 条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前 2 条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前 2 条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第 12 条 甲は、第 14 条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条（契約解除条項）第 3 項から第 7 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 13 条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙はこの契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第 14 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについては兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 15 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする

（履行遅滞の場合の違約金）

第 16 条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算

した額を違約金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取換えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。  
(遅延利息)

第17条 乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲が指定する期限までに支払わないときは、当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により公告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提訴した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第20条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(協議)

第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(調査への協力)

第22条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(帳簿の備付け)

第 23 条 乙は、当該作業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部

本 部 長 村 井 紀 之 印

乙

印

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記又は 2 に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記 1、2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
電 子 メ ー ル